

第3章

ラテンアメリカ民営化の時代

——政府主導の産業発展から民間活力の利用へ——

はじめに

官業の民営化が、発展途上国の経済自由化・国際化論議の中で重要な政策課題としてとり上げられるようになってからかなりの時間がたつ。ラテンアメリカにおいても、1970年代から一部の国で試みられてはいたが、80年代末から一気に加速され、「政府系企業民営化の時代」と呼んでもよいような様相を呈している。

それは、民営化政策が一部の国、一部の分野の現象にとどまらずに、ラテンアメリカ主要国共通の現象となっており、しかも特定されたごく一部の産業を除いて、政府系企業全体がその対象とされる状況になっているからである。こうした傾向は、主要国からウルグアイ、ボリビア、ペルー、エクアドルといった周辺の国々にも広がりつつあり、これまでラテンアメリカにおける経済発展の重要な特徴のひとつを成してきた「公的セクター主導の産業化政策」を完全に修正しかねない勢いである。

最近の民営化現象は同時に、「官」から「民」への単に所有権の移転だけではなく、新しいコングロマリットの形成といった企業の所有形態や労使関係の変更、さらにはラテンアメリカに根強い経済ナショナリズムの修正をも迫る動きとなっている。しかも民営化企業を買収した外資の中には、古顔の

多国籍企業だけではなく域内の他の国の資本やスペイン、中国といった“新顔”が見られる。こうした一連の動きは、近い将来、産業再編成の動きをラテンアメリカにも引き起こしかねない要素を内包しているように見受けられるのである。

政府系企業の民営化は、本稿執筆の時点ではまさに進行形の段階にあるが、1990年代のラテンアメリカにおける経済・産業発展を展望する際の材料のひとつとして、本章ではその最近の動向をまとめてみたいと思う。

用語としての「民営化」(privatization)は、政府系企業の所有権を民間に移転することの他に、政府が行なう各種規制の緩和・撤廃などからなるディ・レギュレーションや、民間からの財やサービスの調達増加などを含めて、より広く民間活力の利用ととらえる場合も少なくない。しかし本稿ではマジョリティ、マイノリティの保有にかかわらず、政府から民間への政府系企業の所有権の移転といった狭義の意味で取り扱うことにしたい。また「政府系企業」(State-Owned Enterprises, SOEs)は、国営企業だけでなく国家機関傘下の企業や州など地方公共団体も含め広く政府部門が保有する企業、事業体も包含して用いられている場合も多いが、本章では国営および政府機関傘下の企業を主として対象としている。公企業のかわりに政府系企業という用語を用いたのは、ラテンアメリカの他の企業アクターである民族系民間企業、外資系企業との対比からである。

第1節 民営化政策の展開

1. 政府系企業の増大

後発資本主義国の例にもれず、ラテンアメリカ諸国においても経済発展を進めるに当たって公的セクターの果たした役割は大きかった。とりわけ企業社会においては、外資系企業とともに政府系企業の存在が大きな特徴を成し

ていた。ブラジルではこの2種の企業群にさらに民族系民間企業を加えて産業を支える「3つの脚」(tri-pé)と呼ばれ、この3種の企業群間に持ちつ持たれつの triple alliance (3者同盟)が形成されて従属的發展を促した⁽¹⁾といわれたものである。こうした傾向はその程度の差に違いはあっても、他のラテンアメリカ諸国にも多かれ少なかれ見られた現象であった。

政府系企業の形成はこのように、電力、鉄道、上下水道などの公益事業者として、あるいは資本力や国益の面から民間資本や外資に任せることのできなかった製鉄などの戦略部門や資源部門の担い手として、さらには通貨発行機関や産業振興資金の供給者として、かなりの時間をかけて段階的に行なわれてきた。しかし今日の急激な民営化の背景を考える場合には、さらに1960年代後半から70年代にかけて見られた政府系企業の増殖過程を抜きにすることはできない。

すなわちチリにおいては、1970年から73年までのアジェンテ社会主義政権下での、またブラジル、アルゼンチン、ペルーなどでは軍部による政治支配下での公的セクターの肥大化に伴う政府系企業の急増である。文民政権が継続していた国においても、例えばベネズエラでは石油産業の国有化によって、またメキシコでは戦略部門の育成というかたちで政府所有の企業が増えており、例外ではなかったのである。

この他経営の行き詰まった民間企業を、雇用を確保するといった名目やあるいは利権がらみの策謀によって、政府ないしは政府系機関が引き受けるといったケースが、いずれの国においても多数見られた。さらに民間の大企業にも見られる現象ではあるが、関連事業という名目で末梢な分野まで抱え込んだ上で、子会社として分離独立させる例も多い。こうして石油会社や鉱山会社とその末端にホテルや観光エージェントを所有するといったことが一般化され、政府系企業の増殖が続いてきたのである。

このような結果、ラテンアメリカの政府系企業は大きく分けて、(a)明確な政策的意図をもって設立ないしは外資から接收されたものと、(b)信用保持や雇用確保などのために経営危機に陥った民間企業をテコ入れするかたち

で政府が引受けたものと二分することができよう。後者は機能的な面では本来政府が保有している必然性がないものが多く、この中にはホテルや観光エージェントといった末梢の関連事業を含めてもよいであろう。

いずれのグループにしる、これらの政府系企業が対外資金の受取り手となる一方で、国内では財政負担の要因となってきたことは、1980年代のラテンアメリカ経済危機の要因としてしばしば取り上げられていることであって、もはや多言を要しないであろう。しかも対外債務の返済が滞る中で、信用不安を回避するために民間企業保有の債務を政府が肩代わりするばかりか、民間企業そのものを引き受けるといったことも起こっている。その典型的な例が、メキシコにおける82年のロペス・ポルティーヨ政権による商業銀行の国有化やチリ政府による金融機関のテコ入れであった。また主として政治的な理由によるものではあったが、ペルーのアラン・ガルシア政権も87年10月に銀行など金融機関の一部を国有化している。

ただ政府系企業がどの程度の数存在したかとなると、ラテンアメリカ全体の数値をとらえ得るような統一基準によるデータがないのが実情である。結局のところ各国政府が発表する数値に頼らなければならない。ちなみに各国政府発表の数を挙げてみると、メキシコは1155社（1982年末）、ブラジル530社（81年）、アルゼンチン350社（85年）といった数になるが、これとて国によって政府系企業の範囲や調査時点がさまざまであるため比較可能なものではない。また同一の国においても、政権の都合でしばしば発表数字が変わるといったケースも見られる。

2. 2段階の民営化

民営化は、以上のような過程を経て増大した政府系企業をある程度整理・統合した上で、経営を民間に移管する動きであるということが出来る。当然のことながら、前出の(b)のカテゴリーの企業の多くは、「再民営化」ということになる。

ラテンアメリカでの民営化の先駆的な存在は、何といたってもチリであった。既に1973年の時点で、他のラテンアメリカ諸国とは対照的に軍事政権（ピノチェト大統領）の下で民営化に着手している。ピノチェト政権が、国有化政策を進めたアジェンデ前政権のアンチテーゼとしてクーデターで登場したこともあって、国有化された民間企業の返還（再民営化）に積極的に取り組んだからである。アジェンデ政権末期には政府系企業は600社を数えており、1974～75年の2年間で240社に上る中小企業が、元のオーナーの手に戻されたといわれる⁽²⁾。

その後の動きを追ってみると、ラテンアメリカの民営化はこれまでのところ2段階に分けることができるであろう⁽³⁾。すなわち最初は、中小企業を整理するようなかたちで進展した第1段階で、その対象企業の大半は上記の(b)のカテゴリーに含まれ、しかも経営移管の取引は通常、外資が介在しない内一内のかたちで行なわれた段階である。これに対して第2段階は、上記の分類でいえば(a)のカテゴリーに含まれる、いわば政府系企業にとっては“本丸”に当たる企業群の売却である。

第1段階が部分的な民営化であるのに対して、第2段階は特定の例外分野を除いて政府系企業全体が対象となった段階といえることができよう。ともに財政面で政府部門の足を引っ張る不採算部門を整理するといった意識が、民営化を進める政府側には強く働いてはいるが、第2段階の場合には経済の自由化、国際化というコンテクストの中に政府系企業の民営化がはっきりと位置づけられている点でも段階的な違いが見られる。しかも民営化に当たっては、後述するように売却手段としてデット・エクイティ・スワップ、すなわち対外債務の資本転換が利用されたばかりでなく、買い手として外資を許容し、むしろ産業によっては外資の積極的な参入を期待する動きが出ているところに注目される点がある。民営化がもはや当該国の国内の関係者だけにとどまらずに、海外に対しても門戸を開いたかたちで展開されているといえる。

時期的に言えば、民営化先駆国のチリの場合にも、第2段階に入るのは大手金融機関が相次いで倒産した1982～83年の金融危機以降のことである。同

国では75～82年の間に91の企業と16の銀行が民営化されたが、規模の大きな政府系企業の民営化が本格的に始まったのは85年からといえる。この他の主要国では、メキシコとアルゼンチンが1989年から、ベネズエラが90年から、そして91年からはブラジルが本格的にカテゴリー(a)の政府系企業の民営化に着手したと見てよいであろう。

しかも第2段階の進展は極めて急である。第1表は、日本輸出入銀行海外投資研究所の岸本憲明らが1991年年初の段階でまとめた主要5カ国の民営化の進捗状況である。その後の進展の度合いを見るために、岸本らの表を筆者が修正してみたのが第2表であり、わずか2年弱のうちに12の記号が、民営化の度合いが高い方へと変化している。

(a)のカテゴリーの政府系企業についていえば一般に、(1)民間の事業力の弱さを補う、(2)産業の基盤づくりや原料の投入などによって工業化の触媒機能を果たす、(3)産業資金の源泉となる、(4)所得再分配的な機能をもつ、(5)外資への対抗勢力となるなどの非経済的な役割を担う⁽⁴⁾といったところに、各国政府が懸命になって保持し育成してきた理由があるといえよう。それだけにカテゴリー(b)の企業はともかく、カテゴリー(a)の企業は、これまでは簡単には払い下げることができない性質のものであったといえる。それにもかかわらず、民営化の波は電気通信(テレコミュニケーション)、航空、製鉄、石油化学などの分野にまで及んでいる。さらにこれらの表には記載されていないが、アルゼンチンやブラジルにおいては国防産業にまで民営化論議は及んでいるのである。

主要国のこうした急激な民営化は、ウルグアイ、ボリビア、パラグアイなど周辺の国々へも影響を及ぼし、これらの国でも民営化が政策課題に上り始めた。南米の中では民営化に最も消極的だといわれていたエクアドルにおいても、1992年8月に発足したシクスト・ドラン政権が、「民営化は経済改革のカギ」(リヴァデネイラ蔵相)と路線の変更を表明するに至っている⁽⁵⁾。第2段階は、民営化がより深化し量的に多くなっただけではなく、地理的にも広がったということができよう。

第1表 産業別経営主体と民営化の現状—1991年年初時点

国名	公益事業								資源産業		基幹産業			金融		
	電力	電気	航空	鉄道	ガス	水道	港湾	海運	石油	銅	鉄鋼	石化	自動車	造船	商業銀行	
チリ	○	○	○	●	●	●	●	△	●	●	○	○	○	×	○	
メキシコ	●	○	○	●	△	●	△	○	●	○	△	◆	△	○	○	◆
アルゼンチン	◆	○	○	◆	◆	◆	◆	◆	◆	×	◆	◆	☆	◆	☆	
ブラジル	●	●	☆	●	●	●	◆	●	●	×	◆	△	◆	☆	☆	△
ベネズエラ	△	◆	△	◆	●	△	◆	◆	●	×	△	△	☆	●	△	

(凡例) ☆…従来より民間セクターが主体

○…民営化を経て、現在では民間セクターが主体

△…国営だが民間へのコンセッションやJ/Vが存在する、あるいは民間と国営が共存している

◆…現在、国営だが民営化（コンセッションを含む）の具体的な計画が進行中、あるいは存在する

●…基本的に国営（一部州営、市営を含む）

×…当該産業が存在しないか、あるいは存在しても negligible である

(注) ブラジルの商業銀行は原資料では☆になっているが、国営のバンコ・ド・ブラジルがあるので△とした。

(出所) 岸本憲明・山田真矢・磯部貢一「ラテンアメリカの産業民営化—主要5か国の動向」(『海外投資研究所報』Vol. 17 No. 3 1991年3月)。

第2表 産業別経営主体と民営化の現状—1992年末時点

国名	公益事業								資源産業		基幹産業			金融	
	電力	電気	航空	鉄道	ガス	水道	港湾	海運	石油	銅	鉄鋼	石化	自動車	造船	商業銀行
チリ	○	○	○	●	●	●	●	△	●	●	○	○	○	×	○
メキシコ	●	○	○	●	△	●	△	○	●	○	○	△	○	○	○
アルゼンチン	○	○	○	△	◆	◆	◆	◆	△	×	○	◆	☆	◆	☆
ブラジル	●	●	☆	●	●	●	◆	△	●	×	△	△	☆	☆	△
ベネズエラ	△	○	△	●	△	◆	◆	△	●	×	△	△	☆	●	△

(凡例) 第1表に同じ。

(出所) 第1表を筆者が修正。

3. 売却に主眼をおいた払い下げ政策

ではどのような理由から、このような急激な民営化の進展となったのであろうか。

ロンドンで発行されているラテンアメリカの情報誌『ラテンアメリカン・スペシャル・レポート』は1987年4月号で、民営化の特集を組んでいる。同誌はこの段階ではまだチリを除いては民営化がはかばかしく進んでいないと見ているが、その理由として、(1)特定の戦略部門は、政府の統制下におかれなければならないとの信念が依然としてなくなるということ、(2)最低限度の経済成長を維持するうえで政府が唯一の投資資金の可能な源泉と見られていること——の2点を指摘していた⁽⁶⁾。

これは、生産活動の主体として、政府系企業の伝統的な役割に寄せる期待がなお強かったことを物語っている。しかしその結果、民営化といっても不採算企業の整理に重点がおかれ、しかも経営再建の見込みのある企業については、できるだけ政府に支配権を残しての売却が計画された。当然のことながら、これらの企業の買い手探しは難航を極めたのである。ところがその後わずか数年で、政府系企業に対するこのような受け止め方は、大きく局面変化を遂げることになった。

その変化を端的に示しているのが、アルゼンチンにおける国営電気通信会社 ENTEL の民営化といえよう。同国ではアルフォンシン政権（急進党）下の1985年と、89年から政権の座にあるメネム大統領（正義党、通称ペロン党）の下でそれぞれ ENTEL の民営化が検討され、90年に実現している。その成否を分けた要因としては、民営化計画を承認する議会での勢力分布の違いもあったが、アルフォンシン時代には企業の売却よりもそのサービスを向上させることに民営化計画の主眼があったのに対して、メネム政権では売却そのものに最大の関心をおいていたのであり、その姿勢の違いが指摘されている⁽⁷⁾。

すなわちアルフォンシン政権の場合には、払い下げ比率は資本の40パーセントに制限し、政府のマジョリティ支配に固執したのに対して、メネム政権になると、払い下げ比率を60パーセントに引き上げて政府はマイノリティに後退し、さらにこの政府保有株についても後に株式市場や従業員持ち株に放出している。しかも新しい経営者には、民営化後の利益率を16パーセント保証する料金体系さえ認めており、何とか売却を急ぎたいとの政府の姿勢が如実に現れていた。

こうした姿勢の変化は、同国のナショナル・フラッグ・キャリアー（一国を代表する国際路線保有の航空会社）であるアエロリネアス・アルヘンティーナスなどの民営化についても、顕著に見られたことであった。経済危機の長期化で政府の財政事情がさらに悪化し、政府が唯一の投資可能源泉であるどころか、政府系企業の売却によって赤字の補填や累積債務の穴埋めをすることで、財政危機を乗り切ろうとの判断に変わったといえることができる。社会厚生急速な悪化を考えれば、政府は「教育、衛生、法制、秩序の4部門に努力を傾注する」（メネム政権）⁽⁸⁾だけで手いっぱいという状況になりつつあったのである。

先の『ラテンアメリカン・スペシャル・レポート』で指摘されたような、特定の戦略部門は政府の支配下に保持しておきたいといった経済ナショナリズムも、こうした状況を前にして、すっかりカゲをひそめたというのが実情であろう。むしろ、売却することによって対外債務ないしは国内債務を軽減し、政府が身軽になることに民営化の第一義的な意義がおかれるようになったといってもよい。

他のラテンアメリカ諸国においても、アルゼンチンと似たような状況にあるといえる。とどのつまり政府が売却のハラを固め、買い手にとって魅力のある代表的な政府系企業を有利な条件を作って売り出したことによって、民営化は一挙に促進されたのである。ブラジルのコロール政権が、ウジミナス製鉄を民営化の筆頭に持ってきたのも、同社が高炉メーカーでは最も収益力のあるブラジルを代表する企業であったからにはほかならない。同社の落札価格

は政府提示の最低価格を14パーセント上回るもので、「民営化企業人気」を生むのにひと役買った。その余勢をかって、かつて民営化リストの筆頭に上げられながらも経営内容がよくなかったため再三売却に失敗した鉄道車両メーカー、マフェルザの払い下げにも成功している。

第2段階の民営化に最も早く着手したチリは、債務の資本転換や従業員持ち株制度、年金基金の活用といった売却を促進するための新しい手段を積極的に講じたという面でも、先駆的な存在であった。後述するように、新たに創設された民営化証券の他に、国債や社債、さらには農地改革債などさまざまな支払手段を認めたブラジル、あるいは売却とコンセッション（経営権の一定期間の委託）を巧みに組み合わせているアルゼンチンなど、きめ細かな方策がとられるようになってきている。売却することにターゲットをおいてある点では共通しているが、その手段は国ごとに変化があり多彩である。

国内のコンセンサスづくりでは、国際金融界による債務救済策とからめた「外圧」も積極的に利用されてきたといえる。さらに売却後は、入札価格が政府の提示した最低価格をどれだけ上回ったのかとか、どれだけ財政赤字軽減や債務減らしとなったのか、といった点が衆目を集めるようになってきている。例えば1991年10月初め、メキシコの大蔵省は国营企業の売却代金20兆ペソを国内債務の返済に当てたことで、160兆ペソ台だった国内債務はほぼ12パーセント減少したと発表している⁽⁹⁾といった具合である。

もっとも民営化の狙いは、財政の赤字減らしや債務減らしといった後ろ向きの要因だけにあるのではない。民間の競争原理に晒すことによって、経営の合理化・効率化を図ると同時に、前向きの投資資金を確保すること、さらにとりわけ外資への払い下げの場合には、世界に立ち遅れた技術レベル、サービス・レベルの回復を図ることにも狙いがあるといえよう。外資を売却先の主たるターゲットとして相次いで断行されたチリ、アルゼンチン、メキシコ、ベネズエラにおける電気通信や航空部門の民営化は、まさしく技術レベル、サービス・レベルの引き上げにもうひとつの狙いがあったのである。

本章では以下、主要各国における最近の民営化動向を概観したのちに、民

営化によって生まれつつある企業・産業構造の変化について言及していきたいと思う。

第2節 主要各国における民営化第2段階

1. チリ

チリは、ラテンアメリカの民営化では先駆的な存在であったと同時に、民営化の「チリ・モデル」と呼び得るような政府系企業払い下げのための新しい方策を提示してきたところに特徴がある。そして現時点では、産銅会社のCODELCOを除けば主要企業の大半が民営化を完了し、むしろ「民営化後」における旧政府系企業の経営状態や株式市場の動向、外資の動静に関心が移っている段階である。

同国が他のラテンアメリカ諸国に比べて1歩も2歩も先んじるかたちで、1985年から民営化第2段階に踏みきることがどうして可能であったのか、周辺の国々との比較を念頭において整理してみると、まず第1にアジェンダ社会主義政権の国有化政策へのアンチテーゼということもあって、軍事政権の手によって第1段階の民営化がいち早く着手され、その成果が生かされたことが指摘できる。第2には、90年まで軍部・テクノクラート体制が継続され、強い政治的強制力の下で一貫して民営化方針を保ち得たこと。そして第3には主だった政府系企業がチリ開発公社（CORFO）の傘下に糾合されており、コントロールしやすかったことがあげられる。他省庁が管理していた政府系企業についても、CORFOにいったん移管して体質の健全化が果たされたのちに、民営化する手はずがとられている。

1982年の債務危機がチリの国内経済に与えた衝撃は、ラテンアメリカ諸国の中でも大きかった。84年には国内総生産（GDP）がマイナス14パーセントを記録し、政府は経営不振に陥った大手銀行グループの接収に追い込まれる

状況で、一時は接収した銀行を通じて逆に政府による産業支配が強まる情勢でもあった。しかし景気がひとたび上向くと、中央銀行の手で不採算部門の整理を終えた金融機関や年金基金（Fundos de Pensión）の民間への移管が断行されており、この段階で小株式の大衆放出や債務の資本転換（デット・エクイティ・スワップ）が導入されている。

株式を分割し小株主に放出する方策は、大規模な政府系企業を中心に導入された従業員持ち株制度とともに、チリ政府がいうところのカピタリズム・ポプラー（大衆資本主義）を形成することになった。政府は特定の企業については、1投資家の投資限度を23パーセントとし、資本の50パーセント以上は持ち株比率10パーセント以内の投資家によって保有されなければならない、かつ少なくとも15パーセントは100人以上の投資家によって保有されなければならない、といった枠をはめている¹⁰。

一方の債務の資本転換は、海外で調達した割引きの対外債務を購入した企業の資本に額面で転換させるというもので、チリ政府は1985年に外資法とは別に外為規則（第18条：チリ人投資家対象、第19条：外国投資家対象）のかたちでこの制度を設けている。当時チリの対外債務は、額面のおよそ40パーセント引きで債務の流通市場において取り引きされていたため、これが対外債務の整理や流通市場でのディーリングに関心をもつ外国の金融機関ばかりか、直接投資を考える外国企業家をも引きつける役割を果たしたのである。さらに同国政府は年金基金についても、再民営化後に米バンカーズ・トラストなどの外資の参入を許して体力をつけた上で、民営化企業の有力な機関投資家として活用している。

民営化の対象となった企業は、製鉄（太平洋製鉄 [CAP]）、鉱業（石炭のENACAR、化学・鉱業のSOQUIMICHなど）、電力（ENDESA、チレクトラなど）、電気通信（ENTEL、CTCなど）、運輸（航空のランチレ、海運のトランスマルチライ）、化学薬品（ENAEX、ラボラトリオ・チリ）や農牧畜・林業など実に広範にわたっている。それらは結局、(1)入札方式による第三者への売却、(2)証券取引所を通じての一般投資家への株式放出、(3)従業員持ち株、そして(4)年金

基金への売却——の4つの手段の組み合わせで、民営化が推進された。

しかも、ひとつひとつの案件にかなりの時間をかけ、段階的に売却を進めてきたのもチリの特徴である。例えば国営電力会社 ENDESA の場合には、いくつかの部門を切り離して民営化した上で、従業員、年金、株式市場に放出し、さらに残りは時期を見計らって債務の資本転換を活用して外資に売却するといった具合である。

2. メキシコ

チリを除けば、ラテンアメリカの民営化が本格化するのは1980年代末になってからである。経済自由化の急速ぶりが目立つメキシコの場合でも、88年12月のサリナス政権の発足までは、「代表的なものはアエロメヒコ（同国第2位の航空会社）ぐらいで、実際に民間に売却されたものは少なかった」といわれる⁽¹⁾。

メキシコ政府の発表によると、デラマドリ政権が発足した1982年12月時点で1155社を数えていた政府系企業が、サリナス政権発足時には623社に減っている。この間に532社が減った勘定になるが、その多くはメキシコでチキリエリア（Chiquillera、大勢の子供たち）と揶揄されていた中小の政府系企業で、解散、清算、合併などによって整理されたものが大半であった。民営化による新たな事業展開を図るといった積極的なものは、まだ少なかったのである。

それがサリナス政権になると、同国の産業を担う中核企業を中心とした第2段階目の民営化が急速に進展し始めた。1989年8月に同国トップの航空会社メヒカーナが売却されたのを最初に、90年8月には同国最大の産銅会社カナネアの払い下げが、そして同年12月には国営電気通信会社テレメックスの国際入札が行なわれた。トラック・メーカーのDINA、金属加工のメタリカス・ベサーダス、重機械のトゥルピナス・イ・エキポス、造船のエンセナーダやベラクルス、さらには食品のコナスボや砂糖精製工場などが売却された

のもこの段階に入ってからである。

1991年秋には、懸案であった国営製鉄所の AHMSA およびシカルツアの払い下げを実現し、製鉄部門の民営化を完了している。いずれもまず圧延、非圧延部門などに分割したうえで入札を実施し、それぞれアセロ・デル・ノルテ、アルファ、ビジャセロといった民族系企業グループに加えて、トリニダッド・トバゴに製鋼所をもつインドのカリビアン・イスパト (Caribbean Ispat) グループが落札して話題となった。このように89年以降の民営化は急ピッチで進み、サリナス政権はインフレ要因になるとして前政権が中断した債務の資本転換を、90年には民営化促進策として再開するなどの措置もとっている。

この他1992年7月のバンコ・デル・セントロ (BANCEN) の売却によって、91年6月のマルチ・バンコ・メルカンチル (Multi Mercantil) から始まった商業銀行18行の再民営化にも終止符を打っている。これらの商業銀行は、債務危機発生直後の82年9月に、ロペス・ポルティエーヨ大統領の手によって信用保持を理由に国有化されたものである。当時、接收を逃れたのは、商業店舗を認められた同国唯一の外銀であるシティバンクと労働組合傘下のバンコ・オブレロのみであった。

その後、国有化された57行は政府の手で18行に整理され、1987年には第三者割当などによって34パーセントを上限とした株式公開が行なわれている。サリナス政権はこの後を受けて89年に銀行の民営化方針を発表し、第3表に見られるように1年1カ月をかけて順次払い下げを実施してきた。18行の払い下げで国庫に入った売却益は、合計38兆6400億ペソ、約125億ドル (売却時期などの関係で第3表の数値の合計とは合わない) に上り、この収入を元に同国政府は「91年に史上初めて財政収支を黒字に転換」¹²⁾したといわれる。一方の金融機関は、これによって政府の手を離れ、業界再編成に突入することになったのである。

メキシコ大蔵省の発表によると、サリナス政権発足後1992年2月までの3年余の間に195社が民営化され、このうちの94パーセントが内資によって買

第3表 メキシコの銀行民営化

	今回の売却	売却額	売却額の	主たる取得企業	売却時期	支店数	従業員数
	株式比率%	億ペソ	100万ドル	簿価倍数			
[全国銀行]							
Banamex	51	97,061	3,235	2.62	Accival y Valores	738	29,794
Bancomer	51	77,995	2,600	2.99	Valores de Monterrey	734	34,099
Serfin	51	28,277	912	2.69	G. F. Obsa	625	19,653
Comermex	67	27,060	873	3.73	G. F. Inverlat	339	12,131
Internacional	51	14,869	480	2.95	Prime	371	12,242
Somex	82	18,765	605	4.15	G. F. Intermexico	293	7,135
[地域銀行]							
Atlántico	69	14,691	474	5.30	Grupo Bursatil Mexicano	204	7,406
Hipotecario	100	8,783	293	2.68	地方財界	130	4,225
Cremiti	67	7,482	249	3.40	地方財界	130	5,061
Banpais	100	5,449	182	3.02	G. F. Mexival	99	3,315
MultiMercantil	66	6,112	204	2.66	G. F. Probursa	84	3,256
Bancreser	100	4,241	141	2.53	地方財界	75	2,573
Confia	79	8,922	297	3.73	Abaco Casa de Bolsa	121	3,578
[地方銀行]							
Banorte	66	17,757	573	4.25	Maseca	114	3,366
Banoro	66	11,378	367	3.95	Estrategia Bursatil	81	3,273
Promex	66	10,744	347	4.23	Valores Finamex	162	4,031
Bancan	66	8,693	280	4.65	Multivalores	98	2,529
Banoriente	66	2,232	73	4.00	地方財界	36	845

(出所) 『月刊メキシコ経済』1992年8月号／*Latin American Economy & Business*, October 1992および1992年7月に行なわれた星野妙子の講演「メキシコ：銀行の再民営化—その担い手をめぐって」(アジア経済研究所)の資料などを参考に作成。

収されたという¹³⁾。その後銀行の再民営化が終了し、同国の民営化は大きなヤマ場を越したといえよう。残る企業リストの中で着目されているのは、政治の民主化と関係する国営テレビの払い下げや保険会社のアセグラドーラ・メヒカーナの動向、さらには本体の民営化に発展することはまず考えられないものの、国営石油会社ペメックス傘下のガソリンおよびガス流通子会社や石油化学関係の子会社の行方である。

3. アルゼンチン

アルゼンチンでは、民主化後2代目のペロン党政権になってから、民営化が一気に加速された。同党は第2次世界大戦後、創始者であったファン・ペロン大統領以来、一貫して国家主導の工業化政策を推し進めてきたのだから、歴史の皮肉なめぐり合わせともいえる。しかも民主化後初代のアルフォンシン政権（急進党）のもとでは、ペロン党は、支持基盤の労働組合の突上げもあって民営化に頑強に抵抗したのである。その結果、急進党政権下で実現したのは、経営破綻から政府が接収した国内航空会社アウストラルの再民営化ぐらいであった。

それが、同党のメネム大統領が就任するやいなや、1989年9月に国営電気通信会社 ENTEL の分割・民営化の政令が公布され、90年6月には国際入札によって、スペインのテレフォニカ・デ・エスパーニャおよび米国のベル・アトランティックをそれぞれ中心とする2グループに払い下げられた。さらに90年11月には、アルゼンチンのナショナル・フラッグ・キャリアーであるアエロリネアス・アルヘンティーナスがスペインのイベリア航空へ身売りされたのである。民営化反対の急先鋒であった労働組合を、その配下に押さえている同党の強みがいかになく発揮された格好である。

その後、ベル・アトランティックに売却されたアルゼンチン北部管轄の電話会社テレノルは、ベルの撤退によってイタリアのステットとフランスのカーブル・エ・ラジオのグループに転売された。またアエロリネアス・アル

ヘンティエラスは、イベリア航空（スペインの金融機関3行と合わせて出資比率49パーセントで不変）の地元パートナーが新規投資資金調達 conditions を満たせず、アルゼンチン政府がその持ち分を5パーセントから33パーセントに引き上げざるを得ない事態に追い込まれている。このように両社の民営化は全て順調に進んだわけではなかったが、電気通信、航空いずれもペロン党の反対でアルフォンシン政権が涙を飲んだ案件であっただけに、民営化に対する同国の姿勢の変化を内外に強く印象づけることとなった。

電力公社のセグバもまた、南北分割・民営化の方策がとられた。同社は第1段階として主力の発電所を分離独立させて民営化したのちに、北部電力会社と南部電力会社に分割して1992年8月、それぞれ資本の51パーセントを国際入札にかけている。その結果、アルゼンチンの地元資本の他に、米国、スペイン、フランス、さらには民営化されて間もないチリの配電会社 ENDESA とチレクトラが買収グループに名を連ねている。このチリの2社は、第1段階として分離・入札にかけられた主力発電所2カ所にも、新しいオーナー・グループの一員として出資している。

一方製造部門は、アルゼンチンの場合、国防省傘下の軍事工廠の形をとっているケースが多い。兵器産業だけでなく、製鉄、石油化学、金属加工といった産業まで軍部の統制下におかれてきたが、これらについても1990年12月の石油化学4社を皮切りにして、もはや民営化の例外ではなくなっている。既に船舶修理のタンダノールや製鋼のアルトス・フォルノスに続いて、92年10月には一貫製鉄所のソミサも売却された。しかもソミサの場合には、買い手の中にブラジルの国有鉱山会社リオドセ社と1年前に民営化されたばかりのウジミナス、それにチリの太平洋製鉄の名前が、アルゼンチンの大手コングロマリットであるテチント社と組んで登場してくる。軍事工廠の民営化、しかもこれまでライバルと目されてきたブラジル資本やチリ資本への売却は、同国の産業史を塗り替える大きな意識変革が起こっていることを物語っているように思われる。

アルゼンチン政府は政府系企業の払い下げをさらに容易にするために、

1991年11月に2段階方式の新民営化戦略を発表している。これは、政府保有株の30パーセント譲渡の段階で経営権を民間に委譲してしまい、民間の手で再建されたのちに残りの政府保有株を手放すというもので、持ち株比率にはこだわらずに民営化を進めようというわけだ。

この他アルゼンチンにおける民営化の特徴として、経営権を一定期間民間に委託するコンセッション方式の多方面での利用があげられる。例えば、国営石油会社 YPF 本体の民営化に先駆けて、石油鉱区の開発が米オキシデンタルや仏トータルなど国際石油資本を含む民間に委託された他、ロサリオ＝バイアブランカ間の鉄道（総延長5300キロ）の経営権が米ユニオン・パシフィックなどに期間30年で委託された。さらにテレビやラジオの放送権（期間各15年、10年）、ブエノスアイレス市の社交界を彩るパレルモ競馬場の運営権（同15年）もコンセッションの形で民営化されている。

4. ブラジル

ラテンアメリカの民営化が急進展しているとの印象を強く与えるのが、コロール政権に入ってからのもので、特に1991年10月24日の警官隊に守られてのウジミナス製鉄所の競売以降の、ブラジルの継続的な政府系企業の払い下げである（第4表参照）。同国がラテンアメリカの中では最大の工業国であるばかりか、産業システムとして政府系企業が最も確立し、それだけに民営化に対する国内の抵抗が強かったためである。

ブラジルは、政府系企業の縮小・民営化を比較的早くから検討し始めた国である。まだ軍事政権下であった1981年に「非政府化特別委員会」（Comissão Especial de Desestatização）が設立され、87年時点では民営化が進展している国と目されていた¹⁴⁾。しかしながら取り組みは早かったものの、その後の経済情勢の悪化や民営化に対する国民のコンセンサスづくりの失敗で、民主化初代のサルネイ政権下では18企業、合計5億3300万ドルの売却にとどまった¹⁵⁾。この他、ほぼ同数の中央政府傘下の企業が整理されているが、いずれ

第4表 コロル政権下での民営化企業とその買い取り手段

(単位：100万ドル)

企業名	業種	実施時期	売却金額(構成比%)	シテルプ ラス社債	民営化 証券	国家開発 基金	期限到来 政府債券	対外債 務転換	農地改革 債券	不動産 証券	ノーボク ルザード	クルゼ イロ
Usiminas	製鉄	91年10月	1,491.1 (44.2)	544.3	324.0	247.9	225.4	32.9	65.4	—	12.1	39.1
Celma	エンジン車	11月	91.1 (2.7)	54.4	8.5	4.2	7.6	—	16.4	—	0	0
Matersa	鉄道車両	11月	48.8 (1.4)	23.7	—	25.1	—	—	—	—	0	0
Cosinor	建設用鋼材	11月	15.0 (0.4)	—	15.0	—	—	—	—	—	—	—
SNBP	河川運輸	92年1月	12.0 (0.4)	12.0	—	—	—	—	—	—	—	—
Indag	肥料	1月	6.8 (0.2)	—	6.8	—	—	—	—	—	—	—
Piratini	製鉄	2月	107.9 (3.2)	23.9	67.0	—	9.9	—	7.1	—	0	0
Petroflex	化学	4月	218.3 (6.5)	1.4	147.6	64.0	3.7	0.3	1.3	—	—	0.1
Copesul	石油化学	5月	797.1 (23.7)	76.5	262.7	60.4	309.0	7.7	76.9	4.0	0	0
CNA	化学	7月	46.6 (1.4)	—	4.5	—	33.4	—	8.7	—	—	—
CST	製鉄	7月	332.2 (9.9)	5.2	63.8	7.2	166.9	—	11.4	77.8	—	—
Nitriflex	合成ゴム	8月	26.2 (0.8)	—	7.6	—	18.6	—	—	—	—	—
Fosfertil	肥料	8月	177.1 (5.3)	—	27.0	—	146.6	—	3.2	0.3	—	0
合計			3,370.3 (100.0)	741.4	934.4	408.9	921.0	40.9	190.3	82.1	12.1	39.2
	(構成比)			(22.0)	(27.7)	(12.1)	(27.3)	(1.2)	(5.6)	(2.4)	(0.4)	(1.2)

(注) SNBP : Serviço Nacional da Baía de Prata; CNA : Companhia Nacional de Alcalis; CST : Companhia Siderúrgica de Tubarão (ツバロロン製鉄)
 (出所) BNDES, *Jornal da Privatização*, No. 26 (agosto, 1992), p. 2.

も前述の(b)のカテゴリーの企業であった。

もっともサルネイ政権下の経験が、民主化2代目のコロール政権下での民営化に役立っていく。新政権は就任直後の1990年4月に「非政府化特別プログラム」(Programa Nacional de Desestatização : PND)を発表し、民営化を「国家および経済の近代化の目標の中に(明確に)位置付けて」¹⁶⁾取り組み始めたところに、まず前政権との大きな違いが見られる。その実働部隊として国家経済社会開発銀行(BNDES)が指名され、さらにその配下で案件ごとに複数の民間コンサルタントや会計監査法人が政府系企業の払い下げ業務に関与している。

民営化第1号に、同国を代表する企業のひとつであるウジミナスを取り上げた点も、既に述べたように取り組みの姿勢の変化を物語っていた。しかし、入札が実現するまでには、さらに19カ月を要したのである。民営化を何とか実現させようとする政府・与党勢力と、払い下げは国营企業のたたき売りだとする野党勢力の国会での激しい論戦や、院外での法案解釈・手続きをめぐる訴訟合戦、さらには反対デモによって再三競売が延期されたからである。その反対の論陣の中には、1年後にコロール大統領の弾劾裁判に伴う辞任で大統領に就任することになるイタマル・フランコ副大統領がいたから、後に民営化政策の行方に不安の影を投げかけることにもなった。

ウジミナスの民営化は、リオデジャネイロ証券取引所を舞台に、競売のかたちで行なわれた。競売に付せられたのは政府保有の同社株式75.28パーセントで、1口1000株、計83万9000口に分割されての売却であった。これにより同社は一気に、「特定の(政府ないしは同族)株主にコントロールされない、プロフェッショナルな経営者群によって運営されるブラジル最初の本格的なコーポレーション」¹⁷⁾の誕生といわれた。

一方同社の売却によって、政府が得たのは14億9000万ドル。しかしその大半は、既に解散させられた政府の製鉄持ち株会社シデルプラスの社債や政府が金融機関などに強制的に引き受けさせた「民営化証券」、あるいは対外債務などによって支払われており(第4表参照)、過去のツケの精算で身軽になっ

たというのが実態といえよう。とはいえ、売却価格は事前に設定されていた最低価格を14.5パーセント上回り、ウジミナスの民営化はその後の政府系企業払い下げに弾みをつけることになった。同社の民営化は、「ブラジル経済近代化の決定的な第1歩を記すもの」⁽¹⁸⁾とのコロール大統領の演説も、あながち大げさではなかったのである。

ウジミナスを突破口にして、1991年11月には航空機の修理・メンテナンス会社セルマ社および鉄道車両製造のマフェルザ社、建設用丸鋼のコジノール社の売却が相次いで実現し、さらに92年に入ってから第4表に見られるように、ほぼ月1社のペースで払い下げが進行している。その結果、92年10月のアセジッタ製鉄を含め、民営化1年で17社が払い下げられたことになる。

表中からも窺えるように、これまでのところ民営化の柱となっているのが、製鉄と化学・肥料・石油化学の2部門で、ともに輸入代替工業化政策の中でブラジル政府が自ら“産業資本家”となって、育成に力を入れてきた部門である。ウジミナスと同様に、日本の製鉄メーカーが出資して70年代末に操業開始したばかりのツパロン製鉄(CST)も民営化され、さらに政府としては93年中をめどに、残るCSN、コジッパの両一貫製鉄所など、製鉄部門の全面民営化を完了させる計画である。また第4表作成後の92年9月に売却されたプラスチック大手のポリスール社は、政府系、外資系、それに民族系民間企業の3社が3分の1ずつ資本出資した「3つの脚」(tri-pé)の典型的な会社である。国営石油会社ペトロブラスの石油化学子会社ペトロキサが保有していた33.33パーセントが放出され、パートナーであった民族系民間会社イピランガとドイツのヘキスト社が引き取った。

この他、コンピューター・ブレイン(短距離旅客機)のメーカーとして国際的にも知られるエンブラエルや、海運のロイド・ブラジレイロ、連邦鉄道のRFFSAなども民営化のスケジュールに乗っている。エンブラエルは空軍機の製造で国防産業の重要な一角を成す企業でもあり、民営化の嵐はブラジルにおいても、軍部が国家の安全保障上、最重視していた分野にまで及び始めたことを示している。

ブラジルのこれまでの民営化の特徴は、支払手段がいずれも、同国金融界では「腐ったカネ」(モエダ・ポドゥレ [moeda podre]) といわれる過去の政府債務がほとんどであることである。農地改革債券 (TDA) は、土地収容のために1964年に設けられたもので、この際、過去の借金を一挙に償却しようとの姿勢がありありとしている。しかもこれらの債券は、額面を大幅に割って流通しているものである。

第4表に記載されている13件の民営化の売却益は総額33億7000万ドルに上ったが、このうち95パーセントはこうした“借金”の償却である。結局、現金は90年3月のコロール政権登場時に預金封鎖されたノーボ・クルゼイロを含めても1.4パーセントに過ぎない。同様に、対外債務の転換分も、1.2パーセントしか占めておらず、この点がフランコ政権になってから民営化方法を見直す論拠となった。

ブラジルの民営化でもう1点注目されたのは、大企業の従業員年金基金の存在であった。ウジミナスの場合には、落札者の筆頭にブラジル銀行従業員年金基金 (同社株式の15パーセント落札) が、さらに3位に国营鉱山会社リオドセ社の従業員年金基金 (同7.66パーセント) が登場した。また鉄道車両のマフェルザ社 (株式の90パーセントを放出) を買収したのは、最大のユーザーでもある連邦鉄道 (RFFSA) の従業員年金基金であった。年金基金の資金運用に対する規制が緩和されたことによって、機関投資家として急浮上したわけだが、1991年9月末時点で160億ドルに上る⁽¹⁹⁾といわれるその秘めたる資金量に改めて国民の関心が集まった。

ウジミナスの民営化に消極的であったイタマル・フランコ副大統領の大統領就任 (1992年12月) で、民営化計画が方針転換されるのではないかとの懸念が出ている。しかしながら、その一方で、世論調査会社のIBOPEが国会議員150人を対象として行なったアンケート調査によると、72パーセントが民営化計画を無条件で支持し、12パーセントが対象企業によって支持すると回答している。これに対して支払手段の面から、現金比率を高めるように再検討を求めているのは7パーセントに過ぎなかった⁽²⁰⁾。この数値が国民のコ

ンセンサスを十分に反映しているかどうかはさておき、民営化実施1年で、政界の民営化に対する受け止め方は明らかにポジティブな方向に変化してきているといえよう。

5. ベネズエラその他の動向

ベネズエラの場合は民営化の取り組み開始は遅く、1989年のアンドレス・ペレス政権の登場によって政策課題に上ってくる。しかも同大統領は前任期中の76年に外資系石油会社の国有化を断行した大統領だっただけに、アルゼンチンのメネム政権と同様に驚きをもってその民営化方針は受け止められた。しかし逆にそれだけ、政府系企業の民営化は時代の趨勢となっていることを示唆しているといえよう。

同国政府は1990年末からまず、政府管理下にあった銀行3行の払い下げに着手したのに続いて、91年8月にはナショナル・フラッグ・キャリアーのVIASA航空を、さらに同年11月には国営電気通信会社CANTVを相次いで民営化した。VIASAに対してはスペインのイベリア航空が45パーセントの資本出資をし、CANTVについては米国のエレクトロニクス・メーカーGTEや電話会社のAT & T、スペインのテレフォニカが地元資本とグループを組み、出資比率40パーセントで事実上の経営権を獲得したのである。

この他同国の民営化で関心を呼んでいるのが、国家港湾院(INP)が独占していた港湾業務の民間開放である。1991年7月以降、港湾管理を州政府に移管すると同時に、沖仲仕や倉庫業への民間の参入を許し効率が格段に引き上げられたと伝えられている²¹⁾。

ペルーの場合は、民族主義色の強かったアラン・ガルシア大統領(アメリカ革命人民党APRA)から、日系のフジモリ大統領(カンビオ90)が1990年7月に政権を引き継いだのち、ようやく民営化が動き始めた。同年12月に「金融機関国有化法を廃止する法律」が公布され、ガルシア政権下で接収された銀行、保険会社の民営復活が決定した。91年には民営化第1号のリース会社

や鉱山会社ブエナビエンツェラが株式市場で売却され、さらに92年にはコンデスタブレ銅山（5月）やバンコ・デ・コメルシオ（6月）、鉄鉱石のイエロペルー（11月）の払い下げ先が決定したほか、国営石油会社ペトロペルー所有のガソリン・スタンドの売却が進んでいる。今後の焦点は、ミネロペルー（非鉄金属）やセントロミン（同）といった鉱業関連の国営企業の民営化である。

ドラスチックな制度改革にはこれまでとかく慎重であったコロンビアでは、紙パルプのパペルコルや自動車組立て企業 SOFASA の外資への株式売却などが実現しているが、電話や電力会社の民営化に対しては、労働組合の根強い抵抗が残っている。ボリビアでは、鉱山、航空、軍傘下企業の、またパラグアイでは航空、アルコールなどを中心に民営化が計画されている状況である。

こうした中で1992年12月にウルグアイで実施されたレファレンダム（国民投票）では、91年9月に国会を通過した民営化法案に対して投票者の71.6%がノーの決定を下し、電気通信会社 ANTEL やナショナル・フラッグ・キャリアーのプルナ航空の売却計画を進めてきたラカジェ国民党政権にとって民営化計画を見直さざるを得ない事態に陥った。民営化について国民が明確な反対の意思表示をしたのはラテンアメリカにおいてはこれが初めてといえる。ただ今回のレファレンダムが、経済再建のはかばかしくないラカジェ政権による政策全般の信任を問うものとなっていた面も否めず、この一件をもってラテンアメリカにおける民営化のターニング・ポイントといえるかどうか速断できないところである。

第3節 企業・産業再編成への伏流

1. カピタリスモ・ポプラー (大衆資本主義)

以上、各国別に政府系企業の民営化動向を見てきたが、ではこのような急速かつ広範囲の民営化がそれぞれの国の産業社会にどのような影響を及ぼしていくのであろうか。第2段階の民営化が始まってから、まだ数年しかたっていない。このため政府系企業の払い下げを業績面から分析できる段階には至っておらず、ここでは主として企業の所有関係から試論的に見ていくことになるが、それでも一連の民営化がラテンアメリカに企業・産業再編成の大きなうねりをもたらしかねないことを十分に窺わせるものがある。

まず注目されるのは、新顔の企業オーナーの出現である。ラテンアメリカの企業は政府系企業および外資系企業を除けば、同族企業の性格を極めて強く持っている。例えばこの地域で最も産業化が進んだブラジルの場合を見ても、1983年時点で278の主要民族系民間企業グループの実に94パーセントが同族の所有の下にあるといった状況である⁽²⁾。払い下げが相対ないしは入札のかたちで第三者の民間企業に実行される場合には、従来の同族企業的な企業形態を変えることにはならない。しかし第2段階の民営化では、カピタリスモ・ポプラーを標榜したチリはもとより、多くの国で従業員持ち株や証券取引所での株式放出、さらには年金基金などの機関投資家への売却が同時に行なわれており、企業の所有関係に新風を吹き込む可能性が高い。とりわけ従業員持ち株制度は、衆目を集める主要企業では、ほとんどの場合、採用される状況になっている。

数例を挙げれば、ブラジルの製鉄会社ウジミナスの場合には、株式市場での入札とは別に発行株式の10パーセントが従業員持ち株のために確保されていたし、メキシコの航空会社アエロメヒコの場合には25パーセントがパイロット組合 ASPA に振り向けられた。アルゼンチンの電気通信会社 ENTEL

の場合には一括売却された60パーセントの他は、株式市場に25パーセント、従業員に10パーセント、回線の地方ユーザー組合に5パーセントを割り当てる方式がとられた。ベネズエラのVIASA航空では、20パーセントのシェアで従業員が株主に名を連ねることになったが、チリの電気通信会社 ENTEL の従業員持ち株組合ロンゴピロのように、株式購入のために借りた銀行ローンが返済できずに自社株を手放す⁽²³⁾といったケースも出始めている。

年金基金の存在はチリの他に、ブラジルでも衆目を集めた。ウジミナスの入札では、前述したようにブラジル銀行およびリオドセ社の従業員年金基金が1位、3位を占め、鉄道車両のマフェルザ社を買ったのは、連邦鉄道の従業員年金基金であった。この他1992年10月までに行なわれた民営化案件17件のうち7件にまで、大株主として8つの年金基金が顔を出している⁽²⁴⁾。その豊富な資金量を反映した結果だが、アルゼンチンやコロンビアでも隣国の成果に刺激されて、政府保有の年金制度を民営化し機関投資家に育て上げようとの動きが出てきている。

民営化によってどの程度株主数が増えたのか、現時点においては全体像をとらえるに至らなかった。しかし一例を挙げれば、1982年の国有化直前で8000人であったメキシコの銀行の株主は、民営化後には13万人に達しているといわれる⁽²⁵⁾。80年代末からのラテンアメリカにおける株式市場の活況は、政府系企業の株式放出による株主の増大によるところも少なくないと考えられる。

いずれにしろ、こうした従業員や関係団体による持ち株、あるいは株式放出による小株主の創出は、民営化に対する抵抗を和らげるといった、多分に政治的な狙いが込められている。しかし同時に安定株主作りや資本市場の活性化といった側面も見逃せない。また労使関係の変更の可能性もはらんでいる。ただ特定の利害関係者への株式の優先割当がコーポラティズムを強化することにはならないのか、あるいは株式放出が有産階級のさらなる財産形成を助け貧富の格差を広げることにしないのか、といった疑念が残るのも事実である。

2. 銀行中心の企業グループ再編成

企業の所有関係の裾野を広げるといった面では、1. で述べた“新顔”の登場が目を引くが、民営化企業の経営といった面では、当然のことながら重要なのは実質的な支配権を握った大株主の顔ぶれになる。

民族資本ではまず目につくのが、金融機関の動きである。そもそも今回の民営化が、債務の資本転換などを使っての債務減らしといった金融オペレーションに結びついたものが少なくなかった。そのため企業の払い下げがあると、銀行が内資、外資と手を組んで、入札に一枚加わるといったことになる。ふたたびウジミナスを例にとってみると、落札リストの4～10位、さらに12～13位と上位に銀行・投資会社がずらりと名を連ねている。ブラジルの場合、政府によって金融機関が「民営化証券」を強制的に引き受けさせられたといった事情も働いているが、ただウジミナスの経営で主導権を握ったボサノ・シモンセン銀行が、1992年7月に行なわれたツバロン製鉄の入札でも発行株式の25.4パーセントを取得し、さらに10月に行なわれた特殊鋼のアセジッタ製鉄の払い下げでも顔を出すとなると、いやがうえでもその意図するところに関心が集まることになる。

民営化をテコに新たな企業グループの結成や、コングロマリット化を狙った動きも十分に考えられるわけで、とりわけハイパー・インフレーションの下で懐を豊かにしたと見られている金融資本の動向が気になるところだ。ブラジルだけでなく、ベネズエラのイポテカリオ・デ・オクシデンテ銀行を買収したのは、官業分野の開放で米国のベル・サウスなどとともに移動電話会社を設立した金融のバンコル・グループだったし、イベリア航空と組んでVIASA 航空を引き受けたのは同国最大の金融グループ、バンコ・プロビシリアルである。コロンビアで払い下げられたトラバドレス、テケンダマの銀行2行は、いずれもベネズエラの銀行に引き取られている。アンデス市場の活性化をにらんでの国境を越えての金融再編成の動き、との見方も出ている。

またメキシコの銀行民営化は、証券・金融会社による引き受け競争の様相を呈した。その一端は第3表からもある程度窺えるように、銀行民営化の結果、銀行、証券、保険、リースを傘下にもつユニバーサル・バンキング・グループの誕生となっており、同国の産業動向を考える上で、これらのグループはもはや無視できない存在となっている。

金融部門以外の事業会社でも、ブラジルおよびチリの製鉄資本とともに国営製鉄ソミサを買い取ったアルゼンチンのテチントは、同国のプロプルソラおよびシデルカの製鉄2社をすでに傘下にもつコングロマリットである。ブラジルの製鉄および化学・肥料・石油化学部門の民営化もまた、明らかに業界再編成の兆しを見せている。

3. 外資の新規参入と国境を越えた再編の動き

民営化における外資の参入は、必ずしも多くはないようである。これについても全体像を描ける段階にはないが、例えば第4表に記載されたブラジルの民営化13件のうち、対外債務の転換は1.2パーセントにしかならないし、前述したように1992年2月までにサリナス政権下で売却された企業195社のうち94パーセントが民族資本によって買い取られている。しかし電気通信や航空会社など特定の部門については、外資の動きは極めて顕著だ。

もともとラテンアメリカの電気通信部門は、米国ITTやスウェーデンのエリクソンなどの外資が設立したものを、各国がそれぞれ公益事業として国有化した歴史がある。それが民営化で再び外資の経営するところとなったわけで、しかもその結果、チリとアルゼンチンでは、スペインの国営電話会社テレフォニカが、アルゼンチンとメキシコにはフランスのカーブル・エ・ラジオが、さらにメキシコとベネズエラには米国企業がそれぞれ拠点を築き、新しい産業地図を描くに至っている²⁶⁾。

その他の国でも、電気通信部門の民営化計画を追ってみると、近い将来ペルーのENTELPERUやパラグアイのANTELCOなども、上記外資のいずれ

かによって買収される可能性が強く、国境を越えた事業展開が目論まれていると見た方がよさそうだ。

航空の分野でも、電気通信と似たような買収劇が見られる。特にスペインの国営航空会社イベリア航空の健闘が目立つ。1990年11月に同社はアルゼンチンのアエロリネアス・アルヘンティーナスの資本30パーセント（この他スペインの銀行が19パーセント取得）を買収したのに続き、91年にはチリ第2の航空会社 LADECO の35パーセントを購入、さらに同8月にはベネズエラの VIASA 航空の45パーセントを押さえた。同社は89年に民営化されたチリのフラッグ・キャリアー、ランチレの SAS 保有株やドミニカ共和国のドミニカーナ・デ・アビエーションにも触手をのばしていると報じられている。米国のユナイテッド航空やアメリカン・エアラインによるラテンアメリカ路線の拡張と考え合わせると、同地域をめぐる国際航空路線の争奪戦の一環と見た方がよさそうだ。

このほか国境を越えた“外資”による産業再編成の動きということでは、ラテンアメリカ域内の他の国の資本による民営化企業を買収という、これまで同地域の産業展開では見られなかった現象が起こっている。すなわち前述したチリの配電会社によるアルゼンチンの電力会社セグバの買収や、ブラジルおよびチリの製鉄資本によるアルゼンチンの国営製鉄会社ソミサの買収がそれである。ABC 3国といわれ、これまで発展を競い合ってきたライバル同士による合併の形成であり、まさに画期的な動きといえよう。

ベネズエラの金融資本によるコロンビアの銀行買収も同様の例だ。また1993年1月に行なわれたペルーの航空会社アエロペルーの国際入札で1番札を落札したのはメキシコの航空会社アエロメヒコであったし、価格が折り合わずに成立しなかったものの92年7月に行なわれたペルーのコンチャン製油所（日量8000バレル）の入札で応札したのは、チリのアスファルトス・チレーノであった。ペルーとチリは、硝石の開発をめぐる太平洋戦争（1879～83年）以来、反発し合ってきた仲である²⁷⁾。

こうした動きを見ると、ラテンアメリカ諸国に特徴的であった経済ナショ

ナリズムが急速に後退しているように思われる。この点は民族派にとって牙城ともいべき資源部門においても、新しい動きが出てきている。例えばアルゼンチンはコンセッションという形ではあるが、油田の開発権を外資に譲渡し始めているし、中国がペルーの国営鉄鉱石会社イエロペルーを買収している⁽²⁸⁾。国営石油会社本体の民営化はともかく、流通や石油化学などの周辺部門については民営化、そして外資への売却も可、といった動きがアルゼンチンやブラジル、ベネズエラ、メキシコ、ペルーで出てきていることは既に見てきたとおりである。

4. 新しい官・民関係の構築が可能か

政府系企業に重要な役割を担わせてきたラテンアメリカの経済発展のパラダイムは、大きく変わりつつあるようである。1930年以降この地域を覆っていた「経済ナショナリズム」の束縛からも、解き放たれつつあるかのように見える。しかしながら民営化が直ちに、経営の合理化や産業の近代化をもたらすものかどうか。

例えば民営化は、政府系企業による独占から、民間の企業集団による独占へと姿を変えているだけに過ぎないのではないか、といった疑問が残る。しかも一部の産業では、明らかに国境の枠を越えた産業再編成の兆候さえ見られるのである。さらにスペインのテレフォニカやイベリア航空による買収の場合は、「国内の政府系企業」から「外国の政府系企業」に経営の主体が移ったに過ぎないとの皮肉な見方も成り立つ。

逆に、ウジミナスのように一気に株式分割が進んだ場合には、経営の主導権は誰が握るのか不安が残る。第1節で述べた(a)のカテゴリーの政府系企業を作る必要のあったさまざまな要因、例えば民間の事業力の弱さを補うといった経営上の問題点が十分に解決されているわけではない。ちなみにウジミナスの場合には、ボサノ・シモンセン銀行が音頭とりとなって、日本ウジミナスや従業員持ち株基金、主要鋼材加工・販売会社などによる総持ち株比

率51パーセントの「コントローリング・グループ」が結成されているが、悪性インフレの下で利ざやを稼いできたラテンアメリカの銀行資本が、製造業の安定大株主になり得るのかどうか見極めなければならない。

また効率重視の民間資本に任せれば、国民経済全体の観点から見て産業整備や利益還元に歪みが出るのではないかとの懸念もある。民営化に当たっては、競争原理が働くような経済全般の自由化や株式市場の育成などによる民間資本の蓄積、さらには社会的な公正や平等の観点から発展の方向づけができるような政治・行政面での近代化が伴わなければならない。場合によっては独占禁止法の整備など、政府による新たな規制強化も検討されなければならないのである。

先進国の場合と異なって、“小さな政府”を指向するだけでは不十分であって、「経済面で政府が直接介入から身を引くということは、総体的にみて『国家の後退』を本来意味するものではないはずである」⁽²⁹⁾との指摘は傾聴に値するものといえよう。政府系企業の払い下げによる財政赤字の解消や債務の償却で各国政府は身軽になりつつあるが、民営化で羽根を伸ばしつつある「民」に対して、「官」はどのような産業政策をとるのか、大きな課題が残されている。

[注]

- (1) Evans, Peter, *Dependent Development: the Alliance of Multinational, State and Local Capital in Brazil*, Princeton, Princeton University Press, 1979, p.11.
- (2) Nankani, Helen, *Techniques of Privatization of State-Owned Enterprises, Vol. II: Selected Country Case Studies*, Washington, D.C., World Bank, 1988, p.18.
- (3) 2段階の区分に当たっては、サンパウロに本拠をおく Instituto de Estudos de Setor Público (IESP) の José Carlos de Souza Braga 教授ら同研究所のエコノミストとの意見交換によって示唆を得るところが多かった。また同研究所の内部討論資料も参考とした。
- (4) Cook, Paul ; C. Kirkpatrick eds., *Privatization in Less Developed Countries*, Sussex, Wheatsheaf Books, 1988, pp. 6 - 7 .
- (5) *Latin American Regional Reports-Andean Group*, October 8 , 1992.
- (6) *Latin American Special Reports*, April 1987.

- (7) *Latin American Economy & Business*, October 1990.
- (8) *Latin American Economy & Business*, February 1992.
- (9) メキシコ日本商工会議所『変貌するメキシコ—サリナス政権3年の成果』1992年3月28ページ。
- (10) Vuytsteke, Charles, *Techniques of Privatization of State-Owned Enterprises, Vol. I: Methods and Implementation*, Washington, D.C., World Bank, 1988, p.124.
- (11) *Latin American Special Reports*, April 1991.
- (12) 『通商弘報』1992年7月13日。
- (13) Secretaría de Hacienda y Crédito Público, *El proceso de enajenación de entidades paraestatales*, México, 1992, p.23. なお、1992年2月時点での政府系企業の残数は232社である。
- (14) 例えば、*Latin American Special Reports*, April 1987, の民営化特集号では、ブラジルはチリとともに民営化が目覚ましい成果を上げつつある国として紹介されている。
- (15) Pinheiro, Amando Castelar e Luiz Chrysóstomo de Oliveira Filho, *Privatização no Brasil: passado, planos e perspectivas*, Rio de Janeiro, Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada, 1991, pp.25-26.
- (16) 同上書 27ページ。
- (17) *Gazeta Mercantil* (English edition), November 25, 1991.
- (18) *Folha de São Paulo*, 25 de outubro de 1992.
- (19) *Veja*, 20 de novembro de 1991.
- (20) *Veja*, 4 de novembro de 1992. なお国家経済社会開発銀行の *Jornal da Privatização*, setembro 1992, には、この調査結果がより詳細に報じられている。
- (21) *Journal of Commerce*, April 29, 1992.
- (22) Agricola de Souza Bethlem の調査による (小池洋一『ブラジルの企業——構造と行動』(アジアを見る眼 84) アジア経済研究所 1991年 21ページ)。
- (23) *Latin American Weekly Report*, April 25, 1991.
- (24) *Gazeta Mercantil* (English edition), October 26, 1992.
- (25) 1992年11月1日に発表されたサリナス大統領による第4回大統領教書。
- (26) 電気通信部門の民営化については、堀坂浩太郎「ラテンアメリカ電気通信事業の民営化——外資を巻き込んだ再建努力とそのリスク」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.7 No. 3 1990年)を参照。
- (27) *Latin American Weekly Report*, February 4 / July 23, 1992.
- (28) 『日本経済新聞』(夕刊)1992年11月6日。
- (29) Glade, William, "The Contexts of Privatization," William Glade ed., *Privatization of Public Enterprises in Latin America*, San Francisco, ICS Press, 1991, p.17.